

休業を実施した場合の賃金の計算方法

1. 会社（居酒屋を経営）

- ・代表取締役 → 1名
- ・取締役 → 1名※代表取締役の妻が担当（経理担当者）

・居酒屋（従業員3名）

①社員（店長）1名（月給制：雇用保険被保険者）

→ 雇用調整助成金対象者

②パートタイマー1名（時間給制・1日5時間勤務：雇用保険被保険者）

→ 雇用調整助成金対象者

③パートタイマー1名（時間給制・1日4時間勤務：雇用保険被保険者ではない）

→ 緊急雇用安定助成金対象者

・定休日 → 月6日（月曜日その他）

・給与の締日・支払日 → 毎月末日締・翌月15日支払い

2. コロナウイルスの影響を受け、来店者数が激減した為、令和3年1月1日から休業を実施することとした。

社員、パートタイマーと相談し、令和3年1月は、金曜日、土曜日のみを営業することとした。

令和3年1月	日数（31日）
定休日	6日
休業日	15日
営業日（出勤日）	10日

休業日の賃金

- ・社員に対しては、基本給、役職手当の80%相当額を休業手当として支給する。
- ・パートタイマーに対しては、時間給の80%を所定労働時間（5時間、4時間）分休業手当として支払うこととする。